

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間及び51年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで  
② 昭和51年4月から53年3月まで

私が会社を退職後、A市役所B出張所に夫婦で行き国民年金の加入手続きをしたが、昭和50年4月から51年3月までの1年間だけが納付済みで、この前後に当たる申立期間の保険料が未納となっているのは考えられない。

国民年金保険料は、夫婦のどちらかがC銀行D支店、E銀行F支店、又はG郵便局のいずれかで納付しているので、納付事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を加入期間の11年9か月すべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月ごろに夫婦連番で払い出され、当時、時効で納付できない期間である50年4月から51年3月までの保険料が納付されており、社会保険庁及びA市被保険者名簿において、納付年月日は確認できないが、国民年金手帳記号番号の払出時期から、第3回特例納付期間（昭和53年7月から55年6月まで）内に納付されたものと推認でき、当時未納であった申立期間①を含めて特例納付されたと考えるのが自然である。

さらに、A市では出張所で過年度保険料納付書を交付していたことが確認でき、申立期間②は過年度納付が可能な期間であり、申立人が特例納付を行い、未納保険料を積極的に納付しようとする意欲がうかがえること、及び特例納付の保険料額よりも安価な申立期間②の保険料を納付しないのは不自然であることから、過年度分の保険料も併せて納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間及び51年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで  
② 昭和51年4月から53年3月まで

夫が会社を退職後、A市役所B出張所に夫婦で行き国民年金の加入手続きをしたが、昭和50年4月から51年3月までの1年間だけが納付済みで、この前後に当たる申立期間の保険料が未納となっているのは考えられない。

国民年金保険料は、夫婦のどちらかがC銀行D支店、E銀行F支店、又はG郵便局のいずれかで納付しているので、納付事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を加入期間の26年間すべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月ごろに夫婦連番で払い出され、当時、時効で納付できない期間である50年4月から51年3月までの保険料が納付されており、社会保険庁及びA市被保険者名簿において、納付年月日は確認できないが、国民年金手帳記号番号の払出時期から、第3回特例納付期間（昭和53年7月から55年6月まで）内に納付されたものと推認でき、当時未納であった申立期間①を含めて特例納付されたものと考えするのが自然である。

さらに、A市では出張所で過年度保険料納付書を交付していたことが確認でき、申立期間②は過年度納付が可能な期間であり、申立人が特例納付を行い、未納保険料を積極的に納付しようとする意欲がうかがえること、及び特例納付の保険料額よりも安価な申立期間②の保険料を納付しないのは不自然であることから、過年度分の保険料も併せて納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から49年6月まで  
町役場で国民年金への加入手続をした。加入手続をしたのは夫であると思うが、記憶が定かではない。  
現在、申立期間の領収書は所持していないが、結婚後、夫と一緒に保険料を納付していたので、納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録から、昭和49年7月に払い出されたものと推定でき、当時は、第2回の特例納付の実施期間中（昭和49年1月1日から50年12月31日まで実施。）であり、社会保険庁及びA町（現在は、B町）の記録から、申立期間直前の46年11月から47年4月までの国民年金保険料が49年8月20日に特例納付されていることが確認でき、申立人には、未納保険料を納付しようとする意欲がうかがえる。

また、昭和49年7月の時点で、申立期間のうち、47年4月から49年3月までの期間は過年度納付が可能な期間であり、過年度納付及び特例納付の納付書は、いずれも社会保険事務所で交付されていると推認できることから、まだ1年以上納付期間がある特例納付を行い、保険料金額が特例納付よりも低額で順次時効を迎える過年度分の保険料を納付しないことは不自然である。

さらに、申立人は、短期間の国民年金被保険者資格の種別変更届出や免除申請等を的確に実施しており、申立期間以外の保険料を現年度納付しているなど、年金制度への関心及び保険料納付意識は高かったものと考えられ、申立期間前後の保険料を納付しながら、申立期間が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から41年12月まで

昭和37年10月にA町役場の窓口で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金手帳を受領した。38年5月ごろまでは同町役場で保険料を納付し、41年10月ごろまでは同町職員が半年ごとに集金に訪れた際に納付していた。

昭和41年12月にB市に転居し、42年1月24日にB市役所で国民年金の継続手続を行った際に交付された国民年金手帳記号番号及び表紙の色が違っていたので、理由を尋ねたところ、担当職員から「A町の手帳も一冊にまとめました。」と言われ、同時に41年12月までの国民年金印紙検認記録記入欄に「納付不要」の印を押してくれたので、41年12月までの保険料は納付済みと思っていた。A町役場で交付された国民年金手帳は返還されなかったが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、B市に転居し、同市役所で国民年金の継続手続を行った際に新たに交付されたとする国民年金手帳には、資格取得年月日が昭和42年1月1日と記載され、41年4月から同年12月までの印紙検認記録欄に「納付不要」と押印されている。

しかしながら、申立人が同市に転入した時に初めて国民年金の加入手続を行ったとした場合でも、申立人は当時国民年金の強制被保険者であることから、当然、資格取得年月日は20歳に到達した昭和37年\*月\*日と記録されるはずであり、転入時点で、現年度保険料として納付することが制度上可能であった41年4月から同年12月までについて、「納付不要」と押印されることは不自然である。

また、当該年金手帳における資格取得年月日が昭和42年1月1日と記載されているにもかかわらず、同手帳の発行日が41年10月（日付けは判読不能）とされている矛盾に対して、同市から合理的な回答を得ることができないことから、行政側の事務処理が適切に行われていなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、A町に在住していた当時の国民年金加入手続及び納付方法等の記憶が鮮明であり、A町では嘱託職員による集金が行われていたことが確認できるなど、その供述に不自然さは無く基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 7 月から 38 年 6 月までの期間及び 38 年 9 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 39 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 36 年 5 月から 41 年 2 月までの期間の国民年金保険料を、父親が納付してくれた。

父親は、家族全員の国民年金保険料を納付していたので、申立期間について、私だけが未納の記録となっていることに納得できない。

申立期間について、国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料を納付していたとされる申立人の父親は、その妻と共に昭和 36 年 4 月に国民年金制度発足と同時に国民年金に加入しており、夫婦共に 60 歳到達までの保険料をすべて納付していることから、その父親の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、その父親が家族全員の国民年金保険料を納付していたところ、その兄弟及び妹の全員は、国民年金制度発足時、あるいは 20 歳に達した時点で国民年金に加入しており、いずれも結婚するまでの期間において国民年金保険料の未納が無いことが確認できる上、その妹及び弟は、いずれも結婚するまでの保険料は父親が納付していたと証言していることから、申立人の主張には信憑性<sup>しんぴようせい</sup>が認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する払出簿により申立人の妹と連番で払い出されていることが確認できる上、その払出時期は、周辺被保険者状況から昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの期間と推認でき、その妹は 38 年 1 月（20 歳到達月）から国民年金保険料が納付されてい

ることから、その父親が妹の保険料を納付していながら、申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったものとは考え難い。

しかしながら、申立人は昭和 38 年 7 月及び同年 8 月は厚生年金保険被保険者であり、国民年金の被保険者期間となり得る期間でないことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 7 月から 38 年 6 月までの期間及び 38 年 9 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和60年12月

申立期間①は、国民年金制度発足時に夫婦で国民年金に加入し、夫が二人分の保険料を納付していた。

申立期間②は、厚生年金保険から国民年金への切替手続をして、保険料は自分で納付していた。

申立期間について、保険料が納付済みであることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立期間②について、申立期間が1か月と短期間である上、社会保険庁の記録では申立期間は被保険者資格の無い期間とされているが、申立期間が含まれる昭和60年前後のそれぞれ12年間は、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金保険料の納付を遺漏なく行っており、申立期間のみ加入手続をしていないことは不自然である。

しかしながら、申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間は24か月と長期間である。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫は、既に他界しているため、申立人に係る国民年金加入手続状況及び保険料納付状況が不明である。

加えて、申立人は、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の夫も当該期間は未納となっており、申立人の主張は不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 12 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月の期間及び40年10月から42年5月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和40年4月から42年5月まで

昭和36年4月、国民年金制度の開始と同時に、最初の夫が、A町において、国民年金の加入手続を行い、夫婦で加入した。

昭和36年4月から37年3月までの期間については、最初の夫が、国民年金保険料の免除手続を行った。

その後、最初の夫と別居したことから、保険料の納付及び免除手続を行っていなかったが、昭和40年4月、最初の夫と離婚し、B市へ転居したのを契機に、国民年金に再加入し、同年6月まで保険料を納付した。

その後、昭和40年10月から42年6月に2度目の夫が、厚生年金保険に加入するまで、保険料の申請免除の手続を行った。

社会保険事務所にこの間の国民年金の加入状況を照会したところ、申立期間について、国民年金の加入記録が取り消され、納付した保険料も還付されているとの回答であった。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②のうち、昭和40年10月から42年5月までの期間は、B市の記録において保険料の申請免除期間とされていたものが、44年10月ごろに資格取消の上、未加入期間とされているものである。

また、申立期間②のうち、昭和40年4月から同年6月までの期間については、保険料納付済期間とされていたものが、同じく、44年10月ごろに資格取消の上、未加入期間とされているものである。

しかし、この事務処理は、当該期間について資格取消を行う合理的理由が無いことから、申立期間①及び②のうち、昭和40年10月から42年5月までの期間については、保険料の申請免除期間として取り扱うのが妥当であり、さらに、申立期間②のうち、40年4月から同年6月までの期間については、保険料納付済期間として取り扱うのが妥当である。

- 2 一方、申立期間②のうち、昭和40年7月から同年9月までの期間については、i) B市の記録において、申立人の保険料の納付又は申請免除のいずれの記録も確認できないほか、申立期間②の直前も未納期間であること、ii) 申立人の当該期間に係る保険料の納付又は申請免除に関する記憶があいまいであること、iii) 申立人が保険料を納付又は申請免除したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付又は申請免除していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと等から、国民年金保険料を納付又は申請免除していたものと認めることはできない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月の期間及び40年10月から42年5月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められ、また、申立期間のうち、40年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から44年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から44年8月まで

昭和39年4月、A町において、同じ社宅に住んでいた方から、国民年金について教えてもらい、国民年金に任意加入した。

国民年金保険料は、A町役場の窓口で納付しており、その時、国民年金手帳に印紙を貼<sup>は</sup>ってもらったのを覚えている。

その後、B県C市に転居し、継続して国民年金に任意加入し、保険料を納付していたが、社会保険事務所に照会したところ、C市における加入記録はあるものの、A町における加入記録は無いとの回答であった。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料の未納が無く、保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、国民年金の加入について、申立期間当時、申立人が住んでいた社宅の住民から、国民年金制度について教えてもらったのを契機に、長女が生まれるころ、A町において国民年金に任意加入したとしており、国民年金に加入した経緯及び時期について、記憶が明確である。

さらに、申立人に国民年金制度について教えたとする社宅の住民は、社会保険庁の記録から、申立人の夫が、申立期間当時勤務していた事業所の従業員の妻であることが確認でき、申立人の主張と一致する。

加えて、申立人は、申立期間の保険料について、A町役場の窓口において印紙により納付したとしているほか、その後、C市に転居してからは、納付書により納付したとしているところ、申立人の主張する納付方法は、当時の取扱い

と一致する上、納付したとする保険料額も当時の保険料額と一致しており、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から38年3月までの期間、38年11月から39年3月までの期間、39年11月から40年4月までの期間及び40年12月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月から38年3月まで  
② 昭和38年11月から39年3月まで  
③ 昭和39年11月から40年4月まで  
④ 昭和40年12月から41年3月まで

私は、A町に住んでいたころは厚生年金保険に加入していたが、昭和41年3月にA町からB市に転居した後、国民年金の還付に係る通知書が届き、同市内の郵便局で還付金を受け取った。この時初めて両親が私の国民年金保険料を36年4月から納付していたことを知った。私がA町に住んでいたころの保険料は、私の両親が納付していたはずなので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町在住のころに厚生年金保険に加入していたとしており、昭和41年3月にA町からB市に転居後、i)国民年金保険料の還付に係る通知書が届き、初めて国民年金に加入していたことを知ったこと、ii)同市内の郵便局で還付金を受領したこと、iii)受領した金額は数千円程度であったとしており、厚生年金保険加入期間の還付金相当額とほぼ一致すること、iv)両親に返すよう妻から言われていながらも、返さずに使ってしまったため、両親には話さなかったことなどを明確に記憶していることからみて、還付金を受領したとする申立人の主張には<sup>しんぴょうせい</sup>信憑性がある。

また、申立人の両親は既に死亡しており、その両親が申立人の国民年金保険

料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明であるものの、申立人とその母親及び妹（長女）の国民年金手帳記号番号は、昭和 35 年 10 月 1 日に 3 人連番で払い出されている上、申立人の国民年金保険料は、制度が開始された昭和 36 年度は納付済みとなっている。

さらに、i) 申立人の母親と妹については、昭和 36 年 4 月から国民年金保険料を納付しており、国民年金加入期間において未納期間が無いこと、ii) 申立人の父親も、45 年 1 月から 5 年年金を満額納付していること、iii) 申立人の妹（二女）及び弟は、20 歳到達と同時に国民年金に加入しており、国民年金加入期間に未納期間が無いことから、申立人の両親及びその家族の国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと認められる。

加えて、i) 妹二人（長女、二女）は、両親と同居中に両親が自分たちの国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれていたことを知らされておらず、それぞれが両親の元から離れた後に知ったと証言していること、ii) 申立人の弟も、両親と同居中に二つの厚生年金保険適用事業所に勤務していたが、両親の元を離れてから、厚生年金保険と国民年金の重複に伴う過誤納保険料の還付を受けるまで、両親が自分の国民年金保険料を納付してくれていたことを知らなかったと証言していることから、申立人の両親が子供たちのために国民年金の加入手続を行い、子供たちが A 町を離れるまで国民年金保険料を継続して納付していたものと推認でき、申立人が昭和 36 年 4 月から B 市に転居した 41 年 3 月までの全期間について、申立人の両親が国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年3月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から41年3月まで  
② 昭和55年1月から同年3月まで

申立期間①については、昭和40年5月にA店に嫁いだ後の期間であり、夫が私の国民年金保険料も納付していたはずで、同年10月の入籍までの同年4月から9月までの期間は保険料の納付記録が有るのに、この期間の納付記録が無いことに納得できない。

また、申立期間②については、夫が店主となって、私や妹など従業員の分も含めて国民年金保険料を納付していた時期の未納期間であり、集金により納付していたはずなのに納付記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

両申立期間は、合計で9か月と短い。

また、申立人の保険料を納付したとするその夫は、申立期間②及び死亡直前の3か月を除き、国民年金保険料を制度発足当初の昭和36年4月から平成5年7月まですべて納付しており、昭和48年度の前納保険料については、保険料の改定により生じた差額保険料も納付していることが社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）で確認できるとともに、申立人についても、申立期間①及び②を除き、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付しており、48年度の前納保険料については、申立人の夫と同様に差額保険料を納付していることが同台帳により確認できることから、申立人及びその夫の国民年金保険料に関する納付意識は、共に極めて高かったことが認められる。

さらに、申立期間①については、申立期間直前の昭和40年4月から同年9月までの保険料を同年5月30日に納付したこと、及び申立人の夫の昭和40

年度の保険料は前納されていることが確認できることから、申立人の夫が、申立人に係る申立期間①のみ保険料を納付しなかったものとは考え難い。

加えて、申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の夫及び申立人の妹の保険料も未納とされているものの、申立人から提出のあったその夫の昭和54年、55年及び56年の確定申告書（写し）によると、同申告書に記載された各年の国民年保険料は一人分で、かつ、1年間分の保険料額であることが確認できることから、申立人の夫は申立期間②である55年1月から同年3月までの保険料を納付していたものと認められ、申立人の申立期間②に係る保険料についても、申立人の夫が納付していた可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和38年10月1日、資格喪失日は39年7月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年10月から39年5月までは1万6,000円、同年6月は2万2,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から39年7月1日まで

B社は、昭和38年7月1日にC社と合併し社名をA社に変更したが、私は36年10月1日に入社してから46年12月1日まで途切れることなく勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うので、加入記録が欠落している38年10月1日から39年7月1日までの期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人が申立期間にA社において厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人と同姓同名、かつ、同一生年月日で、厚生年金保険被保険者の資格を昭和38年10月1日に取得し、39年7月1日に喪失している記録が確認できたことから、申立人が当該事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、当該事業所における申立期間当時の給与計算事務担当者は「社員については給与から厚生年金保険料を控除し、納付義務を履行していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人がA社において、厚生年金保険被保険者の資格を昭和38年10月1日に取得し、39年7月1日に喪失した旨の届出を、社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管し、今

回統合する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和38年10月から39年5月までは1万6,000円、39年6月は2万2,000円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月 14 日から 39 年 5 月 26 日まで  
② 昭和 39 年 11 月 1 日から 45 年 4 月 22 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。当時、私は、結婚するためにA社を退職し、すぐにB県の実家へ帰ったので脱退手当金は受け取っていない。

私が脱退手当金を請求した場合、C社における厚生年金保険の被保険者期間を漏らすはずがなく、納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間①に係る被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、異なる記号番号で管理されている厚生年金保険の加入期間について脱退手当金を支給する場合、記号番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び②はそれぞれ異なる記号番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和35年6月1日から36年8月2日までは加入した記録があるが、申立期間については加入した事実が無い旨の回答を受けた。

昭和35年4月1日にA社に採用され、同社のB事業所に勤務したが、同年4月分給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録簿、従業員名簿及びC健康保険組合が保管する健康保険組合適用台帳から判断すると、申立人がA社に昭和35年4月1日から継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人と同じ高等学校の同級生で、A社の採用試験に合格し、同社D支店に昭和35年4月1日付け入社となった同僚二人は、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、二人とも、「採用時の身分は申立人と同じであり、勤務地（B事業所とE支店）による厚生年金保険の加入に差別はなかったと思う。」と供述している。

さらに、A社本社の人事担当者は、「当時の関係書類が残っていないため、申立人の申立期間に係る届書の提出及び厚生年金保険料の給与からの控除に



については不明であるが、健康保険及び厚生年金保険の加入が同時である以上、給与からの保険料控除は、入社時から一緒に行われていたはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同期入社した同僚に係るA社における昭和35年4月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、昭和35年4月1日付け資格取得の届出及び保険料を納付したか否かは不明としているが、社会保険事務所が保管するA社B事業所の申立人に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の資格取得年月日が、同年6月1日と記載されている上、雇用保険及び厚生年金保険の記録における被保険者資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る35年4月及び同年5月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を40年2月から同年6月までは8,000円、同年7月から41年9月までは1万円、同年10月から42年6月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月18日から42年7月ごろまで

昭和39年に定時制高校に入学し、同時にA社に入社し、B業務に従事していた。勤務していたのは8人程度で42年7月ごろに退社し、その後、C市役所でD職のアルバイトをしながら定時制高校を卒業した。

社会保険事務所の記録によると、昭和40年2月18日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容、申立期間においてA社における厚生年金保険被保険者記録を有する複数の同僚の供述、中でも、社会保険事務所の記録から昭和42年7月5日に同社に係る厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる同僚が「自分が退社した時は、申立人は勤務していた。」と述べていることから判断すると、申立人は、39年3月24日に同社に採用されて以降、勤務形態及び業務内容等に変更は無く、42年7月4日までは同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が一緒に勤務していたという同僚及び当該事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者記録を有する同僚に照会したところ、「申立

期間に、当該事業所には7人から8人勤務していた。事業主は従業員全員を厚生年金保険に加入させていたのではないかと述べており、社会保険事務所の記録から申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険に加入していた者はおおむね7人程度であることが確認できることから、当該事業所は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

さらに、申立人と同時期に勤務し、かつ、申立人と同じ業務に従事していたとの供述が得られた同僚5人のうち、一人は退職時期の記憶が無いとしているものの、他の4人については、当該同僚の供述及び厚生年金保険被保険者記録から、退職とほぼ同時に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人の昭和40年1月の記録及び申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同じ職種の同僚の標準報酬月額の推移から、40年2月から同年6月までは8,000円、同年7月から41年9月までは1万円、同年10月から42年6月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、保険料を納付したか否かについて確認することができないが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録を行わないとは考え難いことから、昭和40年2月18日を資格喪失日として届け、その結果社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から42年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の、A社B支店における資格喪失日に係る記録、及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月25日から同年5月1日まで  
昭和41年4月1日にA社に入社し、継続して現在も勤務している。  
申立期間は、A社B支店から同社C支店に転勤になった時の期間である。  
厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

人事記録、雇用保険の記録及びD健康保険組合の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和45年4月1日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和45年5月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日、及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和38年12月21日）及び資格取得日（昭和39年4月15日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年12月21日から38年8月1日まで  
② 昭和38年12月21日から39年4月15日まで

昭和35年10月1日から39年8月29日まで、A社に勤務していたが、社会保険事務所の記録では両申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとのことである。

昭和37年ごろ、会社が手形の書換えをしたという噂を聞き、倒産するかもしれないと思ったので、同僚と二人で給与明細書を持って社会保険事務所に行き、給与天引きされた厚生年金保険を含む社会保険料を強制的に徴収してほしいと依頼した記憶がある。

両申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めて記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、社会保険事務所の記録では、申立人がA社において昭和38年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月21日に資格を喪失後、39年4月15日に同社において再度資格を取得しており、38年12月21日から39年4月15日までの申立期間②の被保険者記録が無い。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、当該事業所に昭和38年8月

1日から39年8月29日まで継続して厚生年金保険被保険者の資格記録がある同僚の「申立人とは、昭和38年8月から39年8月まで、A社で一緒に勤務していた。」とする供述から判断すると、申立人は、申立期間②を含む38年8月1日から39年8月29日まで、当該事業所で継続して勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、上述の同僚のほかに、申立人が昭和37年ごろ社会保険事務所に一緒に行ったとしている同僚（既に死亡）は、申立期間②において厚生年金保険の加入記録が継続している上、当該事業所において、申立期間②当時、複数の厚生年金保険加入期間が確認できる者はいないことから、当該事業所において、継続して勤務している途中の期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、上述の同僚は、「申立期間②当時、申立人の身分が変更されたり、事業主とトラブルがあったようなことは記憶が無い。」と供述していることから、申立期間②当時、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失が生じるような事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年12月及び39年4月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が昭和39年8月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間②に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、社会保険事務所の記録では、申立人がA社において昭和35年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月21日に資格を喪失後、38年8月1日に同社において再度資格を取得しており、35年12月21日から38年8月1日までの申立期間①の被保険者記録が無い。

一方、申立期間①の大半を占める昭和 35 年 12 月 26 日から 38 年 8 月 1 日までは、社会保険事務所の記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではない期間であり、申立人と同様に 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 12 月 21 日に資格を喪失した者 4 人（申立人を含む）及び同月 26 日に資格を喪失した者 3 人（うち一人は社長）の合計 7 人全員が、申立期間①又は 35 年 12 月 26 日から 38 年 8 月 1 日までの期間において厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

また、申立人は、上述の昭和 35 年 12 月 21 日又は同月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚等 6 人（うち一人は社長）全員を記憶しているが、社長を含む 3 人は既に死亡しており、残る 2 人は所在不明のため申立期間①当時の状況を確認することはできない上、唯一照会できた同僚一人も「申立期間①当時の状況は不明。」としていることから、申立人の申立事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所の閉鎖登記簿謄本で確認できた役員 3 人のうち、二人は既に死亡している上、残る一人についても連絡先が特定できないため、申立期間①当時の状況を確認することができない。

加えて、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、申立人は、昭和 37 年ごろ、同僚と二人で厚生年金保険料を控除されたことが記載されている給与明細書を持って、社会保険事務所に行くと申し立てているが、明確な時期を記憶しておらず、同僚も既に死亡している上、給与明細書等の資料も無いため、申立内容の事実を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から49年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和53年4月ごろか、あるいは2年後の55年6月ごろに住所変更手続のためA市B区役所に行った際、未納期間があると聞いたので、その場で申立期間の納付書を2枚か3枚作成してもらった上、同区役所の窓口で一括して納付したはずであり、納付した保険料の総額は3万円ぐらいと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が未納期間の保険料を一括して納付したと主張する時期は、おおむね国民年金保険料の特例納付の実施期間であるものの、申立人が主張する納付金額と実際に納付すべき納付金額18万円との間に約6倍もの大きな差異がある。

また、申立人は、申立期間の保険料納付時期について、現在所持している年金手帳の住所変更記録から、昭和53年4月ごろ、あるいは2年以上経過している55年6月ごろとしており、納付時期が不明確である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をA市B区役所の窓口で納付したとしているが、同市では、区役所の窓口で特例納付の収納は行っていないことから、申立内容に不自然さがみられる。

加えて、申立人には、保険料を一括納付したとする期間以後に、併せて6か月の未納期間がある上、申立期間直近の昭和45年5月の国民年金保険料が未納になっているが、申立人が特例納付したとする53年4月ごろ又は55年6月ごろの時点では、平成18年に記録訂正されるまで国民年金加入期間（未納）

とされていた昭和 45 年 6 月分も含めて、当然、特例納付対象期間になったにもかかわらず、申立期間に 45 年 5 月分及び同年 6 月分が含まれていないことも不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1042

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から52年3月まで

母親から将来のために国民年金に加入した方が良いと言われ、昭和48年から52年ごろ、私自身がA市B区役所の窓口で手続を行い、その時に国民年金手帳の交付を受けた。

申立期間の保険料について、同区役所の窓口で、「<sup>さかのぼ</sup>遡って納付できる。」と聞き、昭和42年10月から52年3月までの納付書（横18cm、縦10cmぐらい）を10枚から12枚ぐらいに分けて作成してもらった上、納付した総額は15万円から18万円ぐらいと記憶している。この金額を49年か50年ごろから52年3月ごろまでの期間において、毎月1万4,000円から1万6,000円ぐらいずつC信用金庫D支店で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和42年10月から52年3月までの国民年金保険料について、「昭和49年か50年ごろから52年3月ごろまでの期間に分割して納付した。」と主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録により、申立人に対して年金手帳が払い出された時期は、54年12月と確認できることから、申立人が主張している49年か50年ごろから52年3月ごろまでの期間に国民年金保険料の納付を行うことは、国民年金手帳記号番号付与以前で、納付書が交付されることは無く不可能である。

また、申立人に国民年金手帳が交付された時期は、第3回特例納付期間であることから、その時点において未納であった昭和42年10月から52年3月までの国民年金保険料を55年6月末までに特例納付することが制度上可能であ

ったものの、申立人は、i) 申立期間以前の42年10月から44年6月までの保険料は55年4月に、44年7月から45年9月までの保険料は55年6月に、それぞれ特例納付したことが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳の記録により確認できること、ii) 申立人は申立期間に係る上記i)以降の保険料を55年6月末日までに納付したとする供述をしておらず、55年7月以降に継続して特例納付することは制度上困難であることから、申立人は申立期間に係る特例納付をしなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和42年10月から52年3月までの保険料について、「分割により、総額15万円から18万円を納付した。」と主張しているが、その期間の国民年金保険料を第3回特例納付期間中に納付した場合、その保険料の総額は45万6,000円になり、申立人が主張する保険料額と大きく相違している。

加えて、申立人は、昭和42年10月から45年9月までの国民年金保険料を、特例納付していることが確認でき、その総額は14万4,000円になり、申立人が納付したとする保険料総額とおおむね一致する。

このほか、申立期間が78か月と長期間であること及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1043

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から57年6月まで

国民年金は当時任意加入であったが、将来年金を受給したいと考え、自分でA町（現在は、B町）役場に行き加入手続を行った。

国民年金保険料は、当初はA町役場で納付したが、途中で銀行口座引き落としに変わったと思う。

国民年金手帳には、被保険者となった日が「昭和50年10月22日」、また、被保険者でなくなった日が「昭和57年7月1日」と記載されていることから、申立期間の保険料を納付しているはずであり、保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の被保険者となった日について、社会保険事務所の記録では「昭和50年10月28日（任意）」とされているが、A町の国民年金被保険者名簿には「昭和50年10月22日（任意）」と記載されている上、資格喪失日については、社会保険事務所及びA町の記録は共に「昭和56年7月1日」と記載されている一方、申立人が所持する国民年金手帳の記録と相違しているなど、行政側の記録管理に不備が見受けられる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA町が保管する国民年金被保険者名簿の資格喪失日は、共に昭和56年7月1日で一致しており、記録が訂正された形跡も無く、申立人の所持する国民年金手帳の資格喪失年月日（昭和57年7月1日）が相違している理由は、当該年金手帳の国民年金記号番号及び初めて被保険者となった日が手書きされていることから、C社会保険事務所あるいはA町役場において当該年金手帳が再交付された際に誤った資格喪失年月日が記載されたものと推認で

きる。

また、申立期間直後の昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月までの無資格期間の理由について、申立人は「子供の学費がかさむようになり、国民年金保険料を納付する余裕が無くなったためである。」と述べている上、申立期間当時、長男が 20 歳、次男が 16 歳であったことが確認できることから、申立期間においても同様の状況であったものと推測され、申立人が 56 年 7 月 1 日付けで国民年金の喪失手続を行ったものと推認することに不自然さは無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1044

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年11月までの期間及び50年1月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から49年11月まで  
② 昭和50年1月から52年3月まで

私は、申立期間はA市に住んでおり、国民年金保険料は、市役所か郵便局で納付していた。もし、保険料の納付が困難な状況であれば、免除申請をしていたはずであるが、当時は、特に納付が困難な状況ではなかったので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に居住していたA市では、昭和39年10月から49年3月まで国民年金手帳を市が保管し、被保険者に預り証を発行の上、保険料納付に必要な納入通知書を送付していたが、申立人は、45年11月にA市に転居後、国民年金手帳の預り証を受領した記憶が無い上、同市では、49年4月に同手帳の保管方式を廃止し、預かった同手帳を被保険者に郵送により返却しているが、申立人には同手帳を受け取った記憶が無いことから、申立期間①のうち46年4月から49年3月までの期間については、A市から申立人に納入通知書が送付されることは無かったものと推認できる。

また、申立期間①のうち昭和48年3月及び申立期間②のうち50年9月から52年3月までの期間は、申立人の元夫が厚生年金保険に加入していることから、申立人は国民年金の任意加入被保険者となるが、申立人には、強制被保険者から任意加入被保険者への切替手続を行った記憶が無い。

さらに、A社会保険事務所及びB社会保険事務所管轄の国民年金手帳記号番号払出管理簿にも、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間①及び②は、合計5年11か月と長期間であり、申立期間以降にも未加入期間が認められるほか、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 北海道国民年金 事案 1045

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から45年3月まで  
時期は覚えていないが、A町（現在は、B市）の職員らしい人が自宅に来て、その人から「国民年金保険料の未納期間があるので納付するように。」と言われた。

このため、さかのぼって納付することができる特例納付期間に、申立期間の国民年金保険料を数回に分けて納付したはずなので、納付事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に一切関与しておらず、これらの手続等を行ったとするその夫も既に死亡しているため、申立期間の加入手続等の具体的な状況を確認することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている資格取得年月日と社会保険庁のオンライン記録で確認できる資格取得年月日が共に昭和45年4月1日であることから、申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認でき、未加入期間である申立期間において、役場職員が国民年金の納付勧奨を行うことは不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年2月17日に払い出されていることが確認でき、現年度分についてさかのぼって納付したものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの期間及び39年6月から46年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで  
② 昭和39年6月から46年8月まで

昭和36年4月から結婚するまでの国民年金保険料は、父親が納付してくれていたが、父親から結婚後は自分の責任で納付するように言われた。

申立期間のことは当時の家庭の事情により忘れるようにしてきたため、ほとんど思い出せないが、保険料を納付してきたはずであり、未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は納付金額や納付場所等に係る記憶がほとんど無く、納付状況が不明である。

また、申立期間当時の状況を知り得る申立人の元夫及び実姉から、申立人に係る国民年金保険料の納付状況について、具体的な供述が得られなかった。

さらに、申立人は昭和41年9月にA市に転居しているが、住所変更手続を行った形跡が認められないことから、同年9月以降の申立期間当時、申立人は保険料を納付できなかったものと考えられるほか、申立期間以降にも複数の未納期間が存在する。

加えて、申立人は、納付書に現金を添えて保険料を納付したと述べているが、申立期間当時は印紙検認方式による納付方法であり、申立人の供述内容と一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1047

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成6年8月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から平成6年8月まで

昭和59年4月に退職し、A市役所B支所で国民年金の任意加入手続をした際に窓口の職員から、「60歳まで保険料を納付し、それに上乗せ部分（特別給付金と言われた。）として9万6,000円を納付すると将来もらう年金額が増える。」と言われ、ちょうど持ち合わせがあったので、その場で現金で納付した。その職員から、「後日、社会保険事務所から仮領収書が送付される。」と言われ、仮領収書という言葉に違和感を持った記憶があり、当日は領収書等の交付が無く、その後も領収書は送付されていない。

上乗せ部分として保険料を納付しているので、付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断理由

申立人は、昭和59年4月にA市役所B支所で国民年金の任意加入手続をした際に、窓口の職員から、「上乗せ部分（特別給付金と言われた。）を納付すると将来もらう年金額が増える。」と言われ、その場で現金で納付したと主張しているが、申立人が申立期間当時居住していたA市の市役所では、申立期間当時、国民年金の加入月以降の付加保険料を数年分まとめて収納する取扱いは行っていないこと、及び同市役所B支所の年金担当窓口では現金の収納は行っておらず、公金の収納（現年度の国民年金保険料を含む。）は、同支所内に設けられている出納窓口（申立期間当時の呼称は会計係）で納付書により収納する取扱いであったことが確認されており、申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、昭和59年4月に、申立期間の特別給付金（以降、「付加保険料」と言う。）として9万6,000円を納付したところ、その窓口担当者から、後日、社会保険事務所から仮領収書が送付されると言われたと主張しているが、

この際に定額保険料を併せて納付したとの主張は無い。

一方、付加保険料については、旧国民年金法第 87 条の 2 第 1 項（昭和 60 年改正前）により、「被保険者は都道府県知事に申し出て、その申出をした日の属する月以後の各月につき、前条第 3 項に定める額（同法第 87 条第 3 項では定額保険料について規定している。）のほか、400 円の保険料を納付する者となることができる。」と規定されており、かつ、同条第 2 項で、「前項の規定による保険料の納付は、前条第 3 項に定める額の保険料の納付が行われた月についてのみ行うことができる。」と規定されていることから、将来に向かって付加保険料のみ納付したという申立人の主張は不合理である（9 万 6,000 円を付加保険料として納付した場合、240 か月分に相当し、付加保険料のみを申立期間の始期から 20 年間、69 歳 7 か月まで納付したことになる。また、昭和 59 年当時に金額が確定していない申立期間すべての定額保険料を納付することもできない。）。

さらに、申立人が主張するような方法で申立期間に係る支払を証明する領収書等を交付するという行政側の処理は考えられない上、社会保険庁が保管する被保険者記録のほか、A 市が保管する被保険者記録にも付加年金に加入したとする記録は無く、申立人の供述は全体的に合理性に欠けている。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料（定額保険料）及び付加保険料の納付方法は、「納付書方式」になっており、申立人が所持している年金手帳<sup>ちょうふ</sup>に貼付されている領収書（昭和 47 年 4 月から 52 年 3 月までの保険料）により、同市役所 B 支所の出納窓口、又は銀行の窓口で当該期間の国民年金保険料（定額保険料）が納付されたことが確認できることから、申立期間に係る付加保険料のみ領収書等が交付されないことは考えられない。

その上、同市役所 B 支所の年金窓口の職員が、「特別給付金」と称したとする上乘せ部分を申立人が納付したという供述は、市役所の担当者であれば、当然付加年金及び付加保険料と表現し、その制度についての説明等を行っているものと推認されるが、申立人は、「具体的説明は無く、付加年金という言葉も社会保険事務所で初めて知った。」とする供述内容には不自然さが見受けられる。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 12 月 19 日から 44 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 12 月 21 日から 45 年 6 月 1 日まで

社会保険庁へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

昭和 29 年 1 月から 56 年 3 月まで A 社に継続勤務し、正社員として毎月社会保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 A社の商業登記簿謄本により、申立人は両申立期間において取締役就任していることが確認できること、及び当該事業所の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が両申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認される。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、平成 9 年 6 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、両申立期間当時の代表取締役は既に死亡している上、後に代表取締役となった当時の代表取締役の息子も、「申立期間当時の資料は無く、当時の厚生年金保険の適用状況については分からない。」と供述していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については確認することができない。

2 申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録を見ると、昭和 43 年 12 月 18 日に離職後、44 年 5 月 1 日に資格取得していることから申立期間①について、及び同年 12 月 19 日に離職後、45 年 6 月 1 日に再び資格取得していることから申立期間②について、それぞれ加入記録は確認できず、これは、申立期間前後の申立人の厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致している。

また、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立期間①については昭和43年12月19日に、申立期間②については44年12月21日にそれぞれ資格喪失したことが確認できるとともに、両被保険者原票には、被保険者資格喪失の際に健康保険証を返却した旨の記載が確認できる。

- 3 社会保険事務所の記録によれば、申立期間①より以前には、当該事業所において申立人を含む13人の厚生年金保険の被保険者が確認できるものの、B町の事務所に勤務していた事務員一人を除き、C村の本社に勤務していた12人全員が昭和43年12月19日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人と同様に被保険者資格を喪失している同僚が「申立期間当時は、会社の経営状態が悪かったため、給与の遅配や一部支給が続いていた。」と供述していることを踏まえると、事業主は、経営上の理由により申立期間①においてC村の本社に勤務していた従業員について、厚生年金保険被保険者の資格喪失の手続を行ったものと考えられる。

このうち申立人を含む3人が昭和44年5月1日に当該事業所において再度被保険者資格を取得しているところ、当該3人のうち一人については、申立期間①のうち同年1月から同年4月までの期間、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していること、及び他の一人については43年12月19日に厚生年金保険の任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

- 4 このほか、両申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 6 日から 35 年 3 月 1 日まで  
昭和 33 年 8 月に A 社に入社し、その後会社は B 社に名称変更したが、36 年 7 月まで働いていた。社会保険事務所の記録では、A 社で厚生年金保険に加入したのは 35 年 3 月となっているが、それ以前から確かに働いていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する記録によると、当該事業所は昭和 35 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所の事業主及び申立人が申立期間中に一緒に勤務していた同僚として名前を挙げた 3 人についても、当該事業所での厚生年金保険被保険者資格の取得は、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同じ昭和 35 年 3 月 1 日となっており、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のうち連絡先が判明した二人及びその他の同僚 5 人に照会したところ 5 人から回答が得られたが、そのうち 3 人は、「申立期間は申立人と一緒に働いていたが、その期間は厚生年金保険料を給与から控除されていなかった。」と供述している。

加えて、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、昭和 38 年 5 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていると同時に、商業登記簿謄本では 49 年 10 月 1 日に解散していることが確認できる上、当時の事業主も



所在が不明であることから、申立ての事実について確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 947

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月4日から39年10月ごろまで

A社（現在は、B社）には昭和38年5月1日から39年10月ごろまで途切れることなく勤務していた。

勤務した当時、A社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていなかったため、他社で厚生年金保険に加入させてもらっていたが、申立期間について加入した記録が無い。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと申し立てているA社は、商業登記簿謄本によると、会社設立が昭和35年2月17日となっており、39年11月10日にC社に名称変更していることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁の記録において、A社という名称で厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、名称変更後のC社で厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるが、C社の厚生年金保険の適用年月日は昭和40年4月2日であり、申立期間については適用事業所ではない。

また、申立人は、A社で昭和38年5月1日から39年10月ごろまで勤務していたが、厚生年金保険は他社で加入していたと申し立てているところ、社会保険事務所の記録によると、申立人の申立期間前の厚生年金保険の記録として、38年5月1日から同年10月4日までの期間についてはD社で厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立人は、A社とD社との関係については不明としており、社会保険事務所の記録によると、D社は39年1月10日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、社会保険事務所が

保管するD社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において被保険者であったことが確認できる事業主を含む5人全員の基礎年金番号が確認できず、所在等が確認できないことから、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について供述を得ることができない。

さらに、B社に申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「当時の関係資料が残されていないため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用については不明である。D社とA社は関連会社ではなく、A社は独自で厚生年金保険の得喪をしていたと思われる。」との回答を得ている。

加えて、社会保険事務所の記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和40年4月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は5人いるが、これらの者の所在等が確認できないため、当該事業所の当時の状況や申立人の勤務状況等について確認することができない。また、社会保険事務所の記録から、上述の5人のうち4人はC社の前にE社で厚生年金保険の加入記録があることから、社会保険事務所が保管するE社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び同原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は無い。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
昭和 63 年 9 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）に C 職として勤務していた。同年 3 月 31 日付けで退職したため、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年 4 月 1 日となるはずが、社会保険事務所の記録では同年 3 月 31 日であり、1 か月の厚生年金保険の加入記録が無かった。  
厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、平成 5 年 3 月末日まで在職していたので、資格喪失日を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が平成 5 年 3 月 31 日まで A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は、i) 申立期間当時の事務を担当していた事業主が厚生年金保険料は翌月に控除していたと述べていること、ii) 事務を引き継いだ現在の担当者も翌月控除していること、iii) 現在の事務担当者が入社した月（平成 5 年 4 月）には厚生年金保険料が控除されていなかったと記憶していること、iv) 平成 15 年 9 月末に退職した二人の給料台帳を確認したところ、最後の給与から 2 か月分の保険料が控除されていることから判断すると、当該事業所の厚生年金保険料は翌月控除であったことが確認できるが、申立人の 5 年 3 月分の給料台帳によれば 1 か月分の保険料しか控除されていない。

また、申立期間当時に給与計算事務等を行っていた当時の事業主に照会したところ、「退職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同日で届けて、最後の給与からは保険料を 1 か月分しか控除しなかった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 949

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 12 月ごろまで  
申立期間については、事業所名ははっきりしないが、A市B区C地区にあったD社又はE社に勤務していた。  
厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人に係る昭和 40 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの被保険者記録が確認できるが、該当事業所データが無いため、勤務していた事業所名は確認できない。

また、申立人は、実際に勤務していた事業所名及び事業主の名前をはっきり記憶しておらず、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、D社又はE社の名称での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、当該事業所の所在地を管轄する法務局にも商業登記簿謄本の記録は無い。

なお、社会保険事務所の記録から所在地（A市F区G地区）は違うが申立てに係る事業所と名称が類似しているH社（現在は、I社）の存在が確認できたが、同社に照会したところ、「A市B区C地区で営業していたことは無い。」と述べており、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び申立人が一緒に勤務していたという同僚の名前が確認できない。

さらに、J省K局、L協会、A商工会議所及びA市商店街振興組合連合会に照会したが、申立てに係る事業所の存在は確認できない。

加えて、申立人は、一緒に勤務していたという同僚の名字しか記憶していないため、この同僚を特定することができず、申立てに関する供述を得ることが

できない。

その上、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない事業所に勤務していた期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年5月12日まで

昭和19年3月15日にA地域にあるB学校を卒業すると同時に、C社（現在は、D社）E支店に入社し、F業務を担当した。

その後、A地域を離れ、昭和22年5月からC社G支店に勤務した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A地域に所在した事業所には厚生年金保険の適用が無く、C社E支店における加入記録は無いとの回答であった。

しかし、私と一緒にB学校を卒業し、A地域のH事業所に勤務した同級生には、A地域で勤務した期間について、厚生年金保険の加入記録がある。

申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社の職員名簿、I健康保険組合の被保険者の加入記録及び申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間に同社E支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が、勤務していたとする当該事業所のあったA地域については、厚生年金保険法が適用されていなかったことから、A地域に存在した事業所については、厚生年金保険法の適用はなかったことが判断できる。

また、C社の清算人は、「当該事業所における厚生年金保険の関係資料が無いため、申立人の厚生年金保険の加入状況については、不明である。」としている上、当該事業所の経理事務の担当者は、所在を確認できなかったことから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた唯一の同僚からは、「私と申立人は、B学校



の同級生であり、二人とも同校の卒業と同時にC社E支店に採用となった。私は、昭和22年10月にC社本店の勤務となったが、この時、初めて同社から厚生年金保険被保険者証をもらった記憶があり、申立期間当時は、厚生年金保険に加入していた記憶が無く、保険料を控除されていた記憶も無い。」との供述があった。

加えて、社会保険庁の記録によると、C社の職員名簿から、申立期間当時、当該事業所に勤務していたとみられる同僚30人のうち、25人が厚生年金保険に加入した形跡が無い上、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる残り5人についても、昭和20年8月の終戦以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得（最も早く取得した者の記録は、昭和21年3月1日）していることから、当該事業所が適用事業所に該当していない期間について、本店等の他の適用事業所で被保険者とされていたとは考えられず、いずれもA地域を離れた後に厚生年金保険に加入したものと考えられる。

また、申立人は、申立人の同級生が、申立期間にA地域のH事業所に勤務した期間について、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、社会保険庁の記録によると、この同級生は、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない上、この同級生からは、「A地域のH事業所に勤務した期間は、J共済組合に加入しており、厚生年金保険に加入していない。」との供述があった。

その上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

なお、申立人は、昭和19年3月に当該事業所に入社し、その後、当該事業所は、K社となったが、そのまま継続して勤務し、22年5月にA地区を離れると同時にC社G支店に勤務したとしており、I健康保険組合の加入記録によると、申立人がK社に勤務したとする期間も同組合の被保険者となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間は、厚生年金保険の適用を受けない事業所に勤務していた期間であることから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。